

令和8年度 福岡県 海外出願支援事業(第2回) 募 集 案 内

公益財団法人福岡県中小企業振興センターでは、福岡県内の中小企業者等による海外における特許、実用新案、意匠又は商標(抜け駆け対策商標を含む)の出願に要する経費の一部を助成する「福岡県海外出願支援事業」を実施します。特許等を戦略的に活用し海外展開を目指す中小企業者等を募集します。

1. 支援対象中小企業者等

次の(1)～(8)全ての条件に該当する中小企業者等が対象になります。

- (1) 福岡県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 中小企業者及び中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)であること。

中小企業者とは、下表に示す業種で、それぞれの(A)欄又は(B)欄に該当する事業者(法人格を有しない個人事業者を含む)であること。

業 種	資本金の額又は 出資総額 (A)	常時使用する 従業員数 (B)
製造業(下記の製造業を除く)、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記のサービス業を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

また、地域団体商標の外国出願については、事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人が対象。

- (3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- (4) 外国で特許等の権利が取得できた場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- (5) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内の選任弁理士等の協力が得られること又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること。
- (6) 本事業実施後の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に対し積極的に協力すること。
- (7) 本公募や本事業における各種申請(本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等)について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。
- (8) 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

(※) EBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策

を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(9) 暴力団排除に関する誓約事項（募集案内の別添 2 を参照）に該当しないこと。

なお、いわゆる「みなし大企業」は対象となりません。

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- (ア) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有している
- (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有している
- (ウ) 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している
- (エ) 資本金又は出資の総額が 5 億円以上の法人が、直接又は間接に 100% の株式を保有している
- (オ) 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の 課税所得の年平均額が 1 5 億円を超える
- (カ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

※ 大企業とは上記中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 3 8 年法律第 1 0 1 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 0 号）に規定する投資事業有限責任組合

※ 対象外の中小企業者であることが申請後に明らかになった場合は、本申請は無効となります。

また、間接補助金交付決定後に明らかになった場合は、決定の取り消しを、交付後に明らかになった場合には、交付済み間接補助金の返還を請求することがあります。

2. 支援対象となる外国出願

次の(1)～(4)全ての条件に該当する外国出願が対象になります。

なお、同一企業の複数の出願案件を対象とすることもできます。

- (1) 特許、実用新案、意匠、商標、または抜け駆け対策商標の出願であること。（※1）
- (2) 申請書提出時点において既に日本国特許庁に行っている出願（PCT 国際出願を含む）（※2,※3）であって、本事業の採択後に、以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等に同一内容の出願を行う予定であること。
 - ① パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない）
 - ② 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（PCT 国際出願を同国の国内段階に移行する方法又はダイレクト PCT 国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法）
 - ③ ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む）
 - ④ マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法
- (3) 既に日本国特許庁に行っている出願（PCT 国際出願を含む）と同一の中小企業者名義で行われ予定の出願であること。

(4) 採択後、令和9年1月30日までに外国特許庁等への出願が完了し、実績報告書が提出できる見込みであること。

※1 案件種別ごとの出願方法については、別紙「対象案件について」もご参照ください。

※2 申請者と同一名義であることが必要です。(個人事業主を除き代表者などの個人名義は不可)

※3 特許においては、「経済安全保障推進法」に規定する保全指定又は外国出願禁止の対象でないことが必要です。(詳細は、別紙「特許出願非公開制度に関する確認について」をご参照ください)

3. 支援の内容

補助金の補助率は、外国出願に要する次の(1)～(5)の経費の2分の1以内とする。(共同出願の場合は、出願に要する経費に権利の持分割合または費用負担割合のうち低い方を乗じた額の2分の1以内)

補助金の上限額は、1企業あたり300万円とし、1出願ごとの上限額は、特許出願は150万円、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願は60万円(ただし、抜け駆け対策商標は30万円)とする。

(1) 外国特許庁等への出願手数料

(2) 現地代理人に係る費用

(3) 国内代理人に係る費用(外国出願に係る費用に限る)

(4) 翻訳に係る費用

(5) その他、振込手数料など外国出願に必要と認められる費用

なお、本事業の採択(交付決定)日以前に発生した費用、国内の消費税・地方消費税、外国の付加価値税、PCT出願経費(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料等)等は補助の対象外となるため、注意してください。

また、仲介業者(仲介代理人)を介在させることは、特段の事情がない限り認められません。(詳細は募集案内の別添1【補助対象経費】の代理人費用の欄を参照ください。)

4. 申請(応募)受付期間

令和8年7月21日(火)～令和8年8月21日(金) 17:00必着

5. 申請方法

申請方法には、次の2つの方法があります。

(1) 申請書類を電子メール添付等で送信、又は郵送、持参により提出する方法

※ 電子メールによる申請の場合は、メール不達事故を防ぐため、まず、間接補助金交付申請書(様式第1-1又は1-2)のみを添付、送信してください。当方からの受信確認メールを受け取った後、その他の必要書類の送信をお願いします。受信確認メールが届かない場合は必ずご連絡ください。

※ 提出書類チェックリスト(Excel)も一緒に提出してください。

(2) jGrants（経済産業省が運営する補助金の電子申請システム）を併用する方法

※ ただし、本補助金の申請書類には機密内容が含まれますので、この方法で申請しても、(1)の方法により申請書類を提出する必要があります。

※ jGrants については、政府公式サイト <https://www.jgrants-portal.go.jp/> をご覧ください。

申請の際には、「募集案内」、「申請者向け Q & A」、「実施要領」等を確認のうえ、申請書様式をダウンロードして、書類を作成してください。

申請の際にはご担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレスを必ずお知らせください。

6. 申請時提出書類

(1) 間接補助金交付申請書類

(2) 間接補助金交付申請書〔様式第 1－1〕又は〔様式第 1－2〕

・ 抜け駆け商標の場合は〔様式第 1－2〕、それ以外は〔様式第 1－1〕をご使用ください。

・ 作成に当たっては、「記載例」をご参照ください。

(3) 協力承諾書〔様式第 1－1 の別紙〕又は〔様式第 1－2 の別紙〕(写し)

・ 国内代理人から申請者に提出していただくものです（当財団へは写しを提出）。

・ 国内代理人はチェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。

・ 国内代理人に依頼しない場合は必要ありません。（ただし、申請書の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（専任代理人）」の欄に、“国内代理人 に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任で当財団に提出できる”等の文言を記載してください）

(4) 特許出願非公開制度に関する自己確認書

・ 特許出願の場合提出してください。ただし、外国出願の基礎となる特許の出願日が令和 6 年 4 月 30 日以前の場合は提出不要です。

・ 「経済安全保障推進法」に規定する保全指定又は外国出願禁止の対象でないことを確認のうえ提出してください。（詳細は、別紙「特許出願非公開制度について」をご参照ください）

上記の様式、記載例は当財団の福岡県知的財産支援センターのホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類（すべて写し） チェックリストにて確認のうえ、申請書類と一緒に提出してください。

<例：法人の場合>

① 登記簿謄本：最新情報記載のもの

② 会社事業概要：会社パンフレット等で代用可能

③ 役員等名簿（様式第 1－1 の別添/様式第 1－2 の別添）：登記簿謄本記載の役職名を転記

・ 様式は当財団の福岡県知的財産支援センターのホームページからダウンロードできます。

・ 個人事業主の場合には提出不要

④ 決算書：直近 2 期分

■ 「事業計画書」および「資金調達計画書」があれば提出

■ 創業 1 年以上 2 年未満の場合は、1 期分の決算書に加え、銀行発行の預金残高証明書（直近及び 2 ヶ月前の 2 通）を併せて提出

- 創業1年未満の場合は、決算書に代えて、以下の書類を提出
 - ・ 法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）
 - ・ 銀行発行の預金残高証明書（直近及び2ヶ月前の2通）
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支計画書
- ⑤ 出願書類等：出願日、出願番号、出願内容等が確認できる書類
 - 1) 基礎出願の出願書類
 - ア) 特許出願(日本国内の出願)：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約
(PCT国際出願)：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約
 - イ) 実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約
 - ウ) 意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現
 - エ) 商標登録出願：受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）
 - 2) 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等
 - 3) 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書 等
 - 4) PCT 国際出願について提出された PCT 第 19 条(1)の規定に基づく補正書、
PCT 第 34 条(2)(b)の規定に基づく補正書
- ⑥ 見積書
 - 国毎、費目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代）に分けて金額を明記（申請書の9.及び「見積書参考例」を参照してください）
 - 翻訳受注者及び翻訳単価を明記（単価/1Word X Word 数）
 - 現地代理人の事業所名および同事務所の所在国を明記

仲介業者（仲介代理人）を介在させることは、特段の事情がない限り認められない

<募集案内の別添1参照>
 - 申請時に確定した金額が補助上限額となるため、為替レートは変動を考慮して設定することを推奨
- ⑦ 資金計画

様式は当財団の福岡県知的財産支援センターのホームページからダウンロードできます。
- ⑧ 先行技術調査報告書／先行登録調査報告書
 - 商標登録出願及び抜け駆け対策商標登録出願については、先行商標調査結果を添付
 - 国際調査報告書（ISR）がある場合は ISR の提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。別途先行技術調査報告書がある場合には ISR と併せて提出
 - 国際調査報告書（ISR）がない場合：先行技術調査報告書を提出
- ⑨ 共同出願の場合の関連書類：持分割合が明記されているもの（契約書、覚書等）
- ⑩ （賃上げ予定企業 該当者のみ）「従業員への賃金引上げ計画の表明書」・前年度の「法人税申告書別表1」
 - 常時使用する従業員がいる場合(別紙1の1給与総額)又は(別紙1の2平均受給額)
 - 常時使用する従業員がいない場合：(別紙1の3給与総額)又は(別紙1の4平均受給額)
- ⑪ （ワーク・ライフ・バランス推進企業 該当者のみ）該当するものの認定証等の写し

※ 添付書類は申請者の種別によって異なりますので、実施要領の〔様式第 1 - 1〕/〔様式第 1 - 2〕の末尾にある添付書類一覧をご確認ください。

※ 提出いただいた申請書及び添付書類は採択の可否に関わらず、返却いたしません。ご了承ください。

7. 支援対象企業の選考

支援企業等の採択は、当財団に設置する審査委員会において、次の事項を基準として、審査のうえ決定します。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - ① 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - ② 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している中小企業者等
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

本補助金事業は、提出書類をもとに書面審査にて採否を決定するため、申請書の次の各項目については、特に、具体的、詳細に記入してください。

「10. 外国特許庁への出願の動機・目的」

「11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）」

「13. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）」

また、次に該当する者は重点支援対象として、審査において加点措置を予定しています。

- ① 地域未来牽引企業
- ② JAPAN ブランド育成支援等事業採択者
- ③ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者
- ④ 賃上げ実施企業
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス推進企業

8. 賃上げ実施企業に対する加点措置について

- ・ 申請後の 1 事業年度又は 1 年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ・ 加点措置は、加点を希望する企業が「申請時提出書類」に加えて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出により受領とします。

- ・ 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- ・ なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。
- ・ 賃上げが2.5 パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ・ なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は表明書の「留意事項」を確認ください。

9. ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置について

- ・ 次のうちいずれかに該当する企業が対象です。
 - ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ② 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ③ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ④ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）
- ・ 加点措置を受けるには、認定証等の写しの提出が必要です。

10. その他の留意事項

■ 計画変更の承認等

申請された内容で審査を行い、採否を決定していますので、申請内容（出願予定国、出願内容等）の採択後の変更は原則として認めていません。申請内容と、実際に海外に出願した内容が異なる場合、補助対象とならない場合がありますので、十分にご注意ください。

出願予定国・地域の政情変更などにより、採択後やむを得ず申請時の計画を変更する際には、予め当財団の承認が必要になりますので、出願前にご連絡ください。

例) 出願国数を減らす、現地代理人を変更する場合等

■ 審査請求の義務・中間応答について

審査請求が必要なものについては、各国・地域の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。

出願と同時（同日）の「審査請求費用」については、補助対象経費となります。

■ 取下げ・放棄の禁止

本事業にて採択した出願については、採択後、やむを得ない事情を除き、出願をとりやめることは

認めていません。やむを得ず取りやめる場合は、当財団の事前の承認が必要です。

■ フォローアップ調査回答の義務

本事業完了後、5年間、特許等の取得・活用状況等について、特許庁が行うフォローアップ調査にご回答をお願いします。回答していない事業者は、調査実施次年度の本事業に申請出来ません。

なお、フォローアップ調査は、特許庁の入札により決定する受託事業者によって行われます。

■ 暴力団排除に関する誓約

別添 2 記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

■ 免責

当財団は助成対象経費となる外国出願費用の助成を行いますが、実際の出願等については一切責任を負いません。

■ 個人情報等

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、目的外利用はいたしません。

なお、申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（E B P M）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

■ 採択案件の公表

採択された事業者については、本補助金実施要領第 22 条第 2 項の定めにより、企業名、所在地、交付の決定を受けた出願種別（「特許」、「商標」等）、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額を、原則、公表いたします。

なお、出願内容や、個人事業主の個人名は公表いたしません。

11. 補助金の支払い

支援対象に採択された企業には、申請時に提出いただいた外国出願に要する経費の見積費用の内、補助対象経費（消費税を含まない）の 2 分の 1 以内を補助額として交付決定通知書によりお知らせします。

実際の出願手続は、交付決定日以降に開始して下さい。交付決定日以前に発生した経費は、補助対象に

はなりませんのでご注意ください。

出願手続が完了次第、採択企業は、遅滞なく（ 事業完了（全ての支払完了）後30日以内又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに）実績報告書を提出して下さい。当財団は内容、支払いの証拠書類等を精査し、補助額を確定し通知いたします。 この額を支援対象企業が当財団にご請求いただき、当財団が支払うことになります。

実績報告書の提出前に補助金を受け取ることはできません。

■お問い合わせ先

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 知的財産支援センター（担当： 井手・梅崎）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15（福岡県中小企業振興センタービル6階）

T E L : 0 9 2 - 6 2 2 - 0 0 3 5 F A X : 0 9 2 - 6 2 4 - 3 3 0 0

E-mail: ipc☆joho-fukuoka.or.jp アドレスの☆を@に変更して送信下さい。